

第471回（定例）福崎町議会会議録

平成29年3月7日（火）
午前9時30分開会

1. 平成29年3月7日、第471回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託
第 6 議員派遣

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 特別委員会の設置
第 5 委員会付託
第 6 議員派遣

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議 長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、志水委員長。

志水総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 昨年12月の定例会以降、議会閉会中に総務文教常任委員会を1月の24日と2月の21日の2回開催をいたしました。

この委員会で所管の担当課から報告を受け、委員会としての所管事務の調査をいたしました。

調査の結果報告につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりであります。委員会において委員からの質問あるいは当局の答弁の中で特に補足すべき点を簡単に報告させていただきます。

最初に1月24日の委員会ですが、総務課からの報告は、福崎町議会議員選挙について、4月18日に告示、4月23日に投開票を行うとの報告を受けました。

次に、役場西側の職員駐車場の賃貸契約が昨年12月31日で契約が終了し、所有者との契約の更新ができないことから、その代替地として平野病院の西側の土地を取得するとの報告がありました。委員から「将来的にどのように使用するのか」との質問に、「この三和建設と銀ビルの跡地は辻川界隈に来られる大型バスや観光客の駐車場として、また、観光の拠点場所として社会資本整備、福崎駅周辺整備事業として用地を取得するもので、三和建設の土地は町が買収し、暫定的に職員駐車場として使用しており、また、銀ビルの跡地は用地を取得するまでの間は比較的安い賃料で土地をお借りすることになっている」との報告がございました。

次に、企画財政課からは、平成28年度、29年度の建設工事等の競争入札等参加資格審査申請の追加受付を平成29年2月20日から3月21日まで行い、その有効期間は7月1日から、平成30年6月30日の1年間であるとの報告がありました。

次に、ふるさと応援寄附金の申し込み状況について、報告を受けました。寄附金額に応じ返礼品を選択することや、返礼品をもち麦関連やゴルフパター、ポルカなどをふやしたことから、件数939件、寄附金額も3,493万3,178円に増加したとの報告がありました。

次に、出納室からは、12月末現在の平成28年度の歳入歳出計算書について報告を受け、財政調整基金から6億円を繰り入れて運用しているとの報告がありました。また、高圧電力を使用している給食センター等の公共施設の電力の入札を12月7日に行い、この3月1日からの契約であるとの報告があり、委員から「どれくらいの効果があるのか」の質問に、「27年度との比較で約2割から3

割の電気代が安くなる」とのことでありました。

次に、税務課からは、平成28年度の町税等の徴収実績の報告があり、今後とも滞納者への電話催告や夜間徴収を行い、徴収率の向上に努めたいとの報告と、町内の小学校6年生を対象に、税金について勉強する教室を開催したとの報告がありました。

次に、学校教育課からは、入札結果についての報告があり、福崎東中学校調理室のガスオープンレンジ9台を神崎郡ガス協会福崎地区が175万1,760円で落札されたことと、小中学校職員用パソコン19台の入札を行った結果、株式会社ニチワ姫路店が211万6,368円で落札されたとの報告がございました。「残りのパソコンはどうするのか」との質問に、「残りは平成29年度予算で一括して購入する」との答弁がありました。また、委員から、落札価格が予定価格410万4,000円に対して約半分であることと、6社のうち3社が辞退していることについての質問に対し、「パソコンは同等品も入札可としての入札を実施しており、どの会社でも応札が可能でありましたが、落札した会社の企業努力である」とのことです。また、辞退の理由についてはわからないとの答弁がございました。

次に、平成29年度の認定こども園等の入園申込の状況、1月10日現在、162人で、各園の状況については、3月の委員会で報告することです。

次に、平成31年度からは、各中学校にスクールソーシャルワーカーを2名配置することになっており、平成29年度は1名を募集しているとのこと。スクールソーシャルワーカーとは、学校で起きている児童生徒の問題、例えば、児童虐待、あるいは問題行動などに対応するために、福祉の専門家を週7時間45分配置することです。委員から「専門の資格と週7時間45分の勤務時間で、小中学校6校は時間的に可能か」との質問に、「原則として社会福祉士、精神保健福祉士の資格、または福祉・教育の分野で専門的な知識・技術を要する者も可能である」とのこと、さらに「このスクールソーシャルワーカーは、学校に常駐ではなく、問題が起こった場合に学校や家庭に訪問し、福祉的な支援をすることになっていることから、この時間が定められており、報酬も年間32万8,000円が支給される」ということあります。

次に、社会教育課からは、平成29年の成人式の出席状況について、報告があり、対象者214人、出席者159人、出席率は74%で、ことしは新たな取り組みとして、新成人1人から両親へ感謝の手紙を、また母から新成人へ励ましの手紙がそれぞれ朗読されましたとの報告がありました。

次に、2月21日の委員会の報告を行います。

総務課からは、平成29年度の嘱託・臨時職員の採用第2次試験の結果について、報告を受け、その結果、一般事務補助員障害枠、それから、養護老人ホーム看護師及び保育教師の職種の採用の予定数に満たないことから、3月6日に追加試験を行うとの報告がありました。

次に、宮城県山元町への職員の派遣について、委員から「派遣の期間と派遣先での問題について」の質問があり、「派遣は1年間で29年度で終了する」とのこと、また「派遣者は職員の中から希望者を募り、3名の中から1名を決定し、派遣者の負担を軽減するために月に1回は帰省が可能となるような予算を確保する」との答弁がありました。

企画財政課からは、地方創生拠点整備交付金の内示についての報告があり、春日ふれあい会館をもち麦の加工所として整備する事業は採択され、2,288万の内示があり、平成29年度事業で繰り越して行うとのことあります。残念な

がら、もちむぎのやかたの建物の改修やエルデホールの改修も不採択となりました。委員から「落選事業の再チャレンジ制度はあるが、どうするのか」との質問に、「今のところ再提出する計画はない」との答弁がございました。

次に、雇用促進住宅福崎宿舎が一般競争入札の結果、全国民間賃貸サービス合同会社へ譲渡されることになり、独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構から町長宛に通知があり、本年4月1日から移行しますが、10年間の居住保証、それから家賃の値上げはしないことになっているとの報告がございました。

出納室からは、平成28年度歳入歳出計算書、本年1月末現在の報告がありました。委員から「財産収入の予算が2億3,600万円余の計上に対し、3,000万余りしか収入がない」との質問に、「駅周辺整備事業の代替地の土地売却収入が3月議会に減額補正し、新年度予算に計上する」との報告がありました。

税務課からは、平成29年度の税制改正の概要について、配偶者控除等の見直し、固定資産税の特例措置や償却資産の固定資産税の堅持あるいは軽自動車税グリーン化特例などの報告がありました。

平成28年度町税等の不納欠損処分について、町税ほか介護保険料など、全会計では法令等に基づいて211件、2,000万9,165円の欠損処分したとの報告がございました。

学校教育課からは、教育委員会事務事業点検・評価報告書（平成27年度分）についての報告があり、委員から「前年度の点検・評価と比べて、評価が変わっていないのはなぜか」との質問に、「評価がAからDの4段階で、Bが標準で、評価するものの異動も少なく、同じような評価になっている」との答弁がありました。

次に、平成29年度の認定こども園の入園申込状況と利用者負担額、すなわち保険料についての報告がありました。

次に、児童・生徒の指導上の問題について、いじめが小学校で14件、中学校で11件、不登校が小学校7人、中学校8人、万引きが小学校2件、中学校1件との報告がありました。委員から、いじめの内容についての質問があり、たたいたり蹴ったりという程度が1件で、ほとんどが仲間外れの言葉によるいじめで、ネットによるいじめは学校では把握は難しく、全国的にはラインによるいじめは多くあるとの報告がございました。これらの児童・生徒の問題については、学校・家庭・地域等の関係者が連携して、1件でも少なくなるような取り組みが大切であると思っております。

次に、私立高等学校入試結果について、福崎西中学校74人受験、74人全員合格、福崎東中学校116人受験で115人合格、国公立高等学校推薦結果は、福崎西中学校33人受験、26人合格、福崎東中学校31人受験、24人合格との報告がございました。

社会教育課からは、スポーツ功績賞15名と文化功績賞3名の報告があり、委員から、スポーツ功績賞の判定の基準についての質問があり、「国際大会に選ばれた者や全国大会で入賞した者、権威ある全国大会に県予選を経て選ばれた者、あるいは権威ある県大会以上の大会において優勝した者、または小・中・高・大で新記録を樹立した者の4点が判定の基準である」とのことです。その他の質問で、委員から「学校のトイレの悪臭で女子生徒がトイレを我慢していると聞いたが、どのように把握しているのか」の質問に、「悪臭については、福崎東中学校、田原小学校、福崎小学校で発生しており、原因については、配管に尿石がこびりついたもの、あるいは尿がこぼれタイルの目地にアンモニアがこびりついたものなど、改修に取り組む」との答弁がございました。

以上で、議会閉会中の総務文教常任委員会の調査報告といたします。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について、報告させていただきます。

内容は報告書に記載のとおりですので、要点のみ説明させていただきます。

委員会は1月25日、2月22日の2回開催いたしました。

1月25日の委員会について、申し上げます。

大地化成株式会社からの平成29年1月16日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。製品供給先からの要望に対応するための、ふるい装置を設置するとのことでもあります。

キョーリンフード工業株式会社からの平成29年1月11日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。自動充填包装設備を増設し、熱風発生装置を導入するとのことです。

株式会社デービー精工からの平成29年1月11日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受け、グラインダーの更新及び圧縮機の新設を行うとのことでもあります。

大伸化学株式会社兵庫工場からの平成29年1月12日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。地下タンク新設、既設建屋解体及び倉庫兼事務所・一般取扱所・ポンプヤード新築を行うとのことです。委員から「大規模な工事だが、操業しながら更新されると思うが、消防署との協議は」との問いに、「必要な消防署への届け出はされています。消防署でも確認をされています」とのことです。

福伸電機株式会社福崎工場からの平成29年1月17日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。プレス機・ロボットアーム・空調室外機の新設及びプレス機・穴あけ機・マルチサンダー・集じん機の移設を行うとのことです。

石塚硝子株式会社福崎工場からの平成29年1月10日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。公共下水道の供用開始に伴い、生活排水を下水道に接続するとのことです。

委員会として、協議事項6件とも全員賛成で了承しました。

各課からの報告事項について、住民生活課からは、ロックペイント株式会社と公害防止協定覚書を締結、公害苦情処理に係る訴訟の経過、福崎工業団地協議会からの要望について、報告を受けました。

健康福祉課からは、巡回バス事業について、平成29年4月1日以降、郊外便の川西運行ルート及びバス停（神谷）の位置の変更、臨時福祉給付金について、報告を受けました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センター事業報告、第3回全国妖怪造形コンテストの審査結果、福崎町地方創生まちづくりの計画、七種山バイオトイレの休止について、報告を受けました。

農林振興課からは、福崎町農業委員会の農業委員選任に関する規則等の制定、アケボノ企画との訴訟経過、第4回のもち麦フォーラムについて、報告を受けました。

まちづくり課からは、福崎工業団地協議会からの要望について、報告を受けました。

上下水道課からは、平成28年12月末における下水道接続状況及び水質分析結果、下水道事業会計に対する一般会計の操出について、報告を受けました。

次に、2月22日の委員会について報告します。

委員会では、公害防止協定に基づく協議7件、各課からの報告がありました。

株式会社マンダムからの平成29年2月6日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。水性製品生産ライン移設・増設、詰替製品生産ライン充填装置更新及びチューブ生産棟コンプレッサー1基の更新工事を行うとのことです。

ロックペイント株式会社からの平成29年2月6日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。新原料の寒冷期間対策として、原料保温庫建設工事を行うとのことです。

福伸電機株式会社西治工場からの平成29年2月9日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。自動箱詰め搬送装置新設、自動成形機新設及び既設成形機自動化工事を行うとのことです。

株式会社デービー精工からの平成29年2月14日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。第2工場屋上緑化及び空気圧縮機・機械プレズ変更工事を行うとのことです。

株式会社安田運輸からの平成29年2月15日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。新築事務所棟・倉庫棟及び緑地変更工事を行うとのことです。

有限会社エフディーエムからの平成29年2月1日付の公害防止協定に基づく協議について、説明を受けました。公共下水道の供用開始に伴い、生活排水のみを公共下水道に接続するとのことです。

以上の6件の協議事項については、全員賛成で了承しました。

続いて、福崎工業団地協議会からの要望書（公害防止協定基準等の見直し）に係る回答（案）について、説明を受けました。

委員と協議する中で、近隣の工業団地の規制状況等についても調査・研究する必要があると判断いたしました。このため、次回の委員会で再度協議することとしました。

まちづくり課の福崎工業団地協議会要望書に対する回答（案）についても、先ほどの協議事項と関連する内容であることから、次回の委員会で再度協議することとしました。

各課から報告事項について、住民生活課からは、パナソニックエコソリューションズ池田電機株式会社の操業開始、株式会社デービー精工及び日本通運株式会社との公害防止協定覚書締結の報告を受けました。

町営住宅駅前団地の基本設計、町営住宅田尻団地に係る入札結果について、報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

健康福祉課からは、平成28年度国民健康保険事業の実績見込み及び平成29年度の主な制度改正点、平成28年度介護保険事業実績見込み及び第6期介護保険事業計画（平成29年度分）の主な改正点、平成29年度町ぐるみ健診の実施案について報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センター第28期事業報告、自律（立）のまちづくりワークショップの概要、工場立地法に係る県からの事務移譲について、報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

農林振興課からは、平成28年度工事・業務委託進捗状況、アケボノ企画との

訴訟経過、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の応募・推薦状況、第4回もち麦フォーラム、地域創生拠点整備交付金について、報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

まちづくり課からは、平成28年度工事・業務委託執行状況、立地適正化計画（素案）、開発事業等調整条例、開発行為許可申請、福崎駅前駐車場の整備方針、空き家関連事業、市川環境整備活動について、報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

上下水道課からは、川すそ雨水幹線整備事業について、用地買収の完了、福田水源地浄水池の補修状況について、南池補修が完了し、北池の補修に着手、平成29年1月末における下水道接続状況及び水質分析結果、上下水道事業審議会から水道料金及び工業用水道料金改定、28年度不納欠損処分について、報告を受けました。

あわせて、3月定例議会に上程予定の議案件名について報告を受けました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次、議会広報常任委員会、牛尾委員長。

牛尾議会広報常任委員長 議会広報常任委員会より、議会閉会中の委員会活動について、報告をさせていただきます。

委員会は12月定例議会終了後、5回開催をいたしました。

内容は、議会だより第141号の編集で、わかりやすく、読みやすく、親しみやすい議会だよりを目指し、限られた誌面の中で住民の方に審議の経過や結果をわかりやすくお知らせするため、よりよい紙面づくりに努めました。

また、誌面レイアウト等について、よりよいものとする観点から、1月18日の委員会に中井総合印刷株式会社の社員の方2名を招致し、意見を聴取いたしました。

今回は、最終ページ裏面のフォトニュースのコーナーで、勇内実様より提供していただきました八千種地域を飛翔する国の特別天然記念物コウノトリの写真を掲載いたしました。

次に、1月23日にホテル北野プラザ六甲荘で議会広報研究会が開催され、議長、広報委員全員、事務局1名の8名が参加してまいりました。内容は、第37回議会広報誌コンクール表彰式並びに兵庫県議会副議長の藤本百男氏、株式会社兵庫ジャーナル社、黒岩英孝氏、甲南女子大学講師、中野景介氏による基調講演とパネルディスカッション、広報誌クリニックでございました。

研究会での研修を生かし、これからも町民と議会とのかけ橋となる、わかりやすく、親しんでいただける議会だよりづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告とさせていただきます。

議長 次、議会運営委員会、釜坂委員長。

釜坂議会運営委員長 議会運営委員会から、議会閉会中の調査活動について報告をさせていただきます。

運営委員長 本委員会は閉会中の1月16日と2月24日の2回開催をいたしました。

1月16日の委員会の協議事項について報告をいたします。

第470回12月定例会の反省と課題の検討については、町長及び幹部会から議長宛てに提出されました議会本会議における一般質問に関するお願いについて、協議を行いました。お願いの内容は、議会本会議において、通告のない質問がされたり、質問の内容が締切後変更されたり、締切に間に合わなかったりして、幹部会で議論できない場合もあり、答弁に苦慮しているとのことであり、今後

このようなことのないようご配慮をお願いしたいとのことのでありました。

議員からは「内容の変更とあるが、通告の範囲内であればいいのではないでしょうか」また「他の議員の質問と重なれば、やむを得ず変更せざるを得ないときもある」との意見がありました。依頼文書の趣旨を踏まえ、全員協議会で議員に内容の周知を図ることといたしました。

第471回3月定例会の運営について協議を行い、日程を内定いたしました。

次に、2月24日の委員会の協議事項については、第471回3月定例会に議案29件を上程予定との説明を受けました。また、会期を3月3日から3月27日までの25日間とし、一般質問は3月22日、24日とすることを決定いたしました。なお、質問者が7名以下の場合は、3月24日を休会とすることを確認いたしました。

次に、予算審査については特別委員会を設置し、一般会計、特別会計及び企業会計の全会計を付託し、全員で審査を行うことといたしました。

全員協議会の開催及び協議事項について協議を行いました。

次に、議員派遣については、全員協議会で各議員に派遣先の希望を確認し、決定することといたしました。

次に、議員のインターネットへの動画投稿について協議を行いました。取り扱いについては、今後継続して協議を行い、決定することといたしました。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会からの報告とさせていただきます。

対策特別委員長 委員会は2月7日に開催し、事業の進捗状況、バス運行社会実験の利用状況、仮交通広場、町有地の借用願い、その他について報告を受け、質疑と意見の交換を行いました。

まず、事業の進捗状況であります。本年度予算については道路事業に予算が追加配分されたとのことあります。その額は3,266万6,000円で、合計今年度12億9,542万9,000円となりました。これで全体事業費の60%に達し、29年度予定の予算計上で30年度完成を目指したいとのことあります。

用地の取得状況については、1月31日現在、対象が69件に対し、契約状況は63件になっております。工事及び業務委託執行状況についても、資料により報告を受けました。また、用地の取得に係る問題点についても報告がありました。

次に、バス運行社会実験については、1月末までの利用状況は1日当たり76.3人とのことです。なお、1月は1日当たり84.5人、乗客総数はこれまで1万5,269人とのことあります。

西部工業団地バス路線維持に係るアンケート結果が実施をされ、その報告がありました。平成29年度は、これに基づいてバス運行は休止をすることとあります。

3番目に、現福崎駅前広場の施工準備として、都市施設用地を活用して、仮の交通広場を実施することとあります。

4番目に、移転するみなと銀行福崎支店の現場事務所設置あるいは資材置き場等として、町有地の借用願が出されておるとのこととございます。みなと銀行の新店舗建設に関しての要望でございます。

その他として、住民から福崎駅前広場の歩道、舗装の色調を住民アンケートで決定する提案がありました。現在のところアンケート実施は考えていないとの当局的報告でございます。

以上です。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご承知置きください。

それでは、議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、質疑はございませんか。

1 0 番 選出母体がこの組合の設立のとき、成り立ちから説明をされておりますので資料を見ますと大変よくわかるわけでありますが、さて、一応構成といえますか、この団体が三ヶ市町共有財産とこうなっておるわけでありまして、いろいろの間、地域につきましても林道がついたり、いろいろ事業もあると思います。そういう場合の、もし利益が出たときの利益の配分であるとか、あるいは負担金等々、そういうものはどのようにされるのか。議員の選出母体となっておる関係地区にずっと回るのか、各市町に配分を、利益及び負担等の配分が回るのか等々、そういう場合の件について、お尋ねをいたします。

副 町 長 利益が出た場合の配分でございますが、組合規約がございまして、組合規約の別表第2第20条関係、そこに配分率が出ております。

これ申し上げますと、ちょっと長くなりますので、それは割愛させていただきますが、別表2に示されております。

1 0 番 それについてはまた後ほど見たいと思いますが、それはその構成しておる議員の提出権を持っておるその地区に配分をされるのか、それとも市町が自由に使える範囲、形で配分をされるのかという、その点についてどうですか。

副 町 長 配分の方法でございますが、町に入ってから地区に配分されるということになります。

議 長 ほかに質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第2号、福崎町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第3号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

1 2 番 この条例の内容を見させていただきましたら、交通指導員の報酬についてでありますけれども、今まで交通指導員の報酬がいろいろとこう問題になってきてきましたけど、やっとうこういった一部改正が出てきたなという思いをしております。この経過措置として、29年の4月から30年の3月まで、日額3,500円ということになっておりますけれども、これは年間何日ぐらいを想定した分で計算されたんでしょうか。

総務課 長 年間何日かというより、現在その交通指導員の実働というのは、午前7時10分から1時間程度のものでございます。当然、夏休みとか春休み、そういったときはございません。それで大体計算しますと、1日当たり4,500円から6,000円ぐらいの価格になるということで、日額に変えたときに、最終的には2,

000円になるんですが、経過措置として3,000円、そういう形で段階的に減らしていくということで、指導員さんとお話しさせていただいております。

1 2 番 これ大体何日ぐらい出られるのかなと、年間ね、日数で割った場合。200日ぐらいでしょうか。

住民生活課長 先ほど総務課長も言われましたけれども、大体実働で言いますと200日程度になります。

1 2 番 そしたら、現行の90万が約70万ぐらいになるという計算でしょうか。

住民生活課長 そのとおりでございます。

1 2 番 そしたらその30年以降は幾らぐらいになりますか。

住民生活課長 最終になりますと、日額2,000円ということにしておりますので、年間40万程度になるかと思えます。

1 2 番 これね、まず、交通指導員のその報酬が、幾らが妥当かというのはなかなかこう難しいものがありますね。というのは、子どもたちの安全は確保する必要もありますし、というて、朝から晩まで出てるわけでもないし、ほかから見れば高いなというふうな印象を今まで与えてきたと思うんですね。

でね、一つ私、比較になるかならないかわかりませんが、この後の本年度の予算にも出てきますけども、区長に対しての事務委託料が、町からね、1,410万ですね。これ33集落分の区長さんに出てる委託料が1,410万ということで、ざっと33集落で割って平均した場合、約42万ほどになるんです、年間。そしたら、区長さんと交通指導員の仕事の内容というたら全然違いますけども、そういった比較をした場合、まだそれでも高いのかなというふうな思いがするわけですね。そういったところはいかがでしょうか。

総務課長 今回、交通指導員の見直しになったというのは、一番の原因といいたいまいしょうか、昨年報酬等審議会を開催させていただきまして、この審議会のほうから、この価格については見直す、値下げの必要があるんじゃないかというような話がございました。

ご存じかと思いますが、今、学校支援の地域本部事業などで、例えば学校と地域のかかわり合いを深めることで、スクールヘルパーさんとか、地域ヘルパーさんなどが登下校などをボランティアで見送って、子どもたちを見守ってくれておられます。

そういった観点から、実際1日の勤務時間が1時間程度ということで、1時間程度で報酬を考えますと、ご存じのように最低金額がやっぱり819円、兵庫県はそうなってるかと思うんですが、そういったところになりますと、まだ少し高いかとは思いますが、毎日勤務するということと、通勤手当などが出ませんので、これぐらいの報酬は必要ではないかというような中で決まったものだというふうに思っています。

1 2 番 今の課長の答弁の中で、ボランティアという言葉出ましたね。地域でたくさんボランティアの方が同じような仕事されとるわけですね。そうした場合、そういった人との比較ということも考えていただきたいなというふうな思いがあるんです。

というのは、片っ方は全くの無償でされとる人がたくさんいらっしゃいます。当然この交通指導員という肩がきがありますから、そこら辺は違ってくるんでしょうけども、そういったことも今後考えていただきたいなというふうな思いがあります。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 私もちよっとこの件について少し疑問がありますので、ご質疑をさせていただきます。

今までは年間でもって90万円という形で報酬が出されておりました。月額に直しますと、7万5,000円がお支払いされているという形になるわけなんです。そして、以前にも申し上げたと思いますけども、やはりこのいろんな基準というものがあろうかと思うんです。その賃金については、一般社会的にも、非常に危険度の高い仕事とか、あるいは高学歴の必要な職種とかいうのにつきましましては、大体賃金が変わってくるわけでございます。そういう中におきまして、この交通指導員のお仕事いうのも、非常に私は重要ではないかなという感じがするわけなんです。やはり、子どもたちの命を守る。そして、指導を兼ねての交通整理をされているということで、今回の改正につきましましては、非常に大きな改正をされているわけでございます。

その中におきまして、いろんな審議委員会で検討されて、こういう回答が出たものというふうに考えているわけでございますけれども、その根拠となる数字が、ちょっとわかりにくいので、その辺のご説明をしていただきたいなというふうに思います。

住民生活課長 先ほど総務課長のほうから最低賃金等の話もあったわけでございますけれども、県下の他市町でこういった制度をとっているところも何市町かございまして、そういったところを参考にさせていただいて、最終2,000円というような額とさせていただきますというのも一つございます。

1 1 番 確認をしますけども、この最初の90万円の報酬はいつごろから始まって、何年ぐらい継続したんでしょうか。

住民生活課長 今の年額90万円となりましたのは平成20年の9月からでございます。

1 1 番 8年以上この報酬が出されていたということなんです。その間にそういう議論はされなかったんでしょうか、報酬の件について。

住民生活課長 議論と申しますか、そういったもので先ほど釜坂議員のほうからもありましたように、少し高いのではないかなというようなご意見等はいただいていたというのは事実でございます。

1 1 番 そして、29年4月の1日から1年間と、その後の1年間でもって、2回に分けてこの報酬の改正をされるということでございますけれども、やはりこの件については、実際にこの方にはもう報告はされているんでしょうか。

住民生活課長 各交通指導員さんとは2回ほど話をさせていただきまして、了解をいただいているところでございます。

1 1 番 報酬については、それでいいかもわかりませんが、実際にその現場に立って、実際に交通指導を行うというふうになりますと、その賃金によって、非常に自分自身の意欲というものか、それが責任感がちょっと欠けるのではないかなという感じもしますけども、その辺については個人個人の認識はどうでしょうか。

住民生活課長 その話し合いのときにいろいろご意見等もお伺いさせていただきました中では、やはり今の交通指導員さん皆さんきちっと責任を持ってやられているというふうに私どもも感じておりますので、そういった形でしていただいているというふうには思っております。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第4号、福崎町町税条例等の一部を改正する条例について、質疑はあ

りませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第5号、福崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について、質疑はありませんか。

1 0 番 仮設便所の件については、中播衛生管内の各自治体の関係はどのようになっておるのでしょうか。

住民生活課長 神崎郡内につきましては、同じ状況でございますので、このたび同じような形での料金改正というようなどころでは聞いております。

姫路市さんにつきましては、1カ所につき3,000円程度ということで、定められているということで伺っております。

1 0 番 再確認いたしますが、関係市町については同じということになったということで、そういう理解でよろしいんですね。同じようなという言葉。

住民生活課長 神崎郡については同じ料金で行うということでございます。姫路市さんについても既にやられているということでございます。

議 長 ほかにありませんか。

4 番 ちょっと確認なんです、その今の仮設トイレは主に例えば工事事務所の仮設トイレのほかに、例えば祭り等のイベントなんか、1日限りの仮設トイレもあるかと思うんですが、現行料金でいきますと、やっぱり100リットル以下の基準であったら500円、それが2回ずつとる場合は中間に1回2,000円、最終的に3,000円で5,000円要ると、1回限りのイベントやったら3,000円で、それは効率上の問題があるからこういう単価というふうな説明があったように思うんですが、この施行日が9月でしたか、施行日は、10月1日からというのは、これは周知期間が必要だからということで10月なんですか。

住民生活課長 そのとおりでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第6号、福崎町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

4 番 今回、第3防災備蓄倉庫を設置ということで、関係条例の改正をされるんですが、ここができ上がりますと、福崎地区には高岡の七種橋のところで2カ所、それから八千種については大貫のところに第1防災備蓄倉庫がありますね。これで都合3カ所、災害等のための備蓄倉庫で極めて重要な施設なんです、これから先の計画、例えば、田原地区にはこの備蓄倉庫はないように思うんですが、先の計画はどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

住民生活課長 今のところは予定はございません。

4 番 田原地区には備蓄倉庫はないということなんですけれども、そのないというのは検討すらないということなんですか、それとも、今までに検討した結果、福崎地区には2カ所、八千種1カ所で福崎町全体がカバーできると、検討の結果、田原地区には置かないと、こう考えてよろしいんですか。

住民生活課長 特に田原地区、八千種地区というものではなくて、当初、川東に一つございましたので、もう1カ所西側にも長野を増設したわけでございますけれども、それで今回、市街地の近くということもありまして、特に文化センター等の避難も多いということで、その近くということ、もう一つ増設したということでございます。

4 番 今、市街地の近くどうのこうと言われたんですけども、やっぱり人口全体で按分してバランスを見るとか、あるいは距離で見るとか、何かそのあたりの基準があってもいいんじゃないかと思うんですけども、ちょっともう一度お願いします。

町 長 もうご承知のように第1防災倉庫につきましては、がれき場の跡地を利用させていただいたと、そういう事でございまして、そのときには、防災備蓄倉庫は一つもありませんでした。それで、第2を七種川の長野橋のところでありましてけれども、ごみ収集における、そういったような跡を使わせていただいたところでもあります。この第3備蓄倉庫につきましては、財源が防災減災と非常に有利なそういう起債がございまして、そういったような財源を使わせていただいたところでもあります。

基本的には足りるのか、足りないのかといったような形で申し上げますと、県の基準を満たしているという形にはなっております。

しかしながら、志水議員の今言われておりますそういうような観点、それぞれ災害がいったときのあり方は考えておかなければならないというようには思っております。

最終的には、小学校区にそれぞれ一つといったような姫路の方針、姫路市ではそれぞれの小学校区に防災倉庫、備蓄倉庫を設置しております。大きさはまあ別として、そういったような形もありますので、それら等は念頭に置いておかなければならないというように思っております。

いずれにいたしましても、最終的には大きなそういう災害がいった場合のあり方の検討の部分、それから、備蓄をどのようにしていくのかといったような観点、まだまだ検討を加えなければならない点はあると思います。

議 長 ほかにございせんか。

1 1 番 今回この第3備蓄倉庫が福田にできるということで非常にいいわけなんですけども、この計画はいつごろ計画されたんですか、ここに建てるというのは。

町 長 現在の部分で用地取得をして、エルデホールであるとか文化センターである、体育館である、こういう文化教育施設の駐車場が足りないということもあり、駐車場取得という形の中で、基金で抱かさせていただいております。それら等を買戻しするに当たっては、先ほども申し上げましたように、防災減災事業で対応しなければならない。そのときには、防災備蓄倉庫を一つの起点として計画をさせていただいたわけでありまして。

そういう関係から含めますと、ここ近年、そういったような形の財源等々のある間で、計画させていただきました。

ここ数年の間に、それら等検討を加えたというところでもあります。

1 1 番 ちょうどこの文化ゾーンのところにこういう備蓄倉庫ができるということで、非常にもし何かのときに、いろんなイベントをされているときに、なかなかここに行きにくいのと違うかなという感じもするわけなんです。

今までの2カ所は当分その住宅地から離れたところに設置されておまして、いつ行ってもその辺は車が自由に走れるということですけども、この近辺は非常にこれましてや駐車場の中ですから、非常に車も多いし、人ごみも多いということで、いざというときにそれがスムーズにこの倉庫からその備蓄が搬出されるかなというふうにご心配するわけなんですけども、その辺のご議論はされたんでしょうか。

町 長 当然そういったような観点から、今の備蓄倉庫を建設中でありまして、駐車場を広くとるといったような観点を含めまして、そういう考え方に基づいて、現在の

位置に建設をしているわけでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案に対する質疑を続けます。

議案第7号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

1 番 報酬の改正だと思うんですけども、この分団長、それから副分団長、班長、団員と、この5,000円の手当、今までこの手当というのは、分団交付金とかで支払われていたと思うんですけども、従来どおりあったその分団に対する交付金で、なくなるのは何か教えていただけますか。そのまま、例えばそれは支払われるとか、そういうことはありますか。

住民生活課長 基本的にここにあげておりますのは、その分団交付金のうちの人割りの分が手当、報酬としてあげたものでございまして、その他につきましては総額的には変わっておりません。

1 番 ということは、その分団に対する交付金というのは、そのまま入ることなんでしょうか。

住民生活課長 分団の方には別途分団交付金がございまして、それはそのまま分団に支給ということでございます。

1 番 次にこの第18条なんですけども、今までこういう旅行に対する、旅行というんですか、研修というんですか、それに対する取り決めがなかったと思うんですね。これをこの18条に入れられたという根拠はちょっとお聞きしたいんですが。

住民生活課長 これにつきましても、そんなに回数は今までもなかったわけですが、手当、訓練であれば訓練手当のほうでということでしたおりましたが、県内の各市町も見ますと、こういった部分も入ってきておりますので、町としましても、この際一緒に入れておこう、加えておいたほうが良いということで、今回条文を追加したものでございます。

1 0 番 ただいまの課長さんの答弁を聞いておられますと、分団交付金はそのまま支給されるということになりますと、今回、提案の副分団長、班長、団員のそれぞれ各5,000円というのは、これは全く純然たるプラスになるということですか。

住民生活課長 済みません、説明不足で申しわけございません。

もともと分団交付金につきましては1分団幾らという各均等の部分と、それから人割りの部分がございます。その人割りの部分が1人5,000円ということでしたので、この分を別途報酬ということで、そちらから除いて報酬として個人のほうへ支給するというものでございます。

1 0 番 均等割の部分は交付金として残すという、そういう意味ですね。

住民生活課長 そのとおりでございます。

1 0 番 これをわざわざ、こういう条例改正をされるその理由というのはどこにあるんでしょうか。

住民生活課長 そもそもこの各消防団員の報酬につきましては条例で定めるというようなこと

で、消防団組織法のほうにもうたってございますし、今までなかったわけでございますので、今回条例のほうに新たに条文として加えたということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 今回はこの消防団の役員手当から役員の報酬と、消防団報酬という形でもって名称が変わってくるわけなんですね。ということは、この消防団の組織そのものも、今回はまた変わってくるんでしょうか、身分が。

住民生活課長 組織自体は同じでございます。特に変わりません。

1 1 番 身分なんかは、やはり報酬と名がつきますと、特別の公務員とか、そういう関係になるかと思うんですけども、それはどういうふうになるんですか。

住民生活課長 消防団員につきましては、特別職の地方公務員ということになってございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第8号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

9 番 本案では文言の改正以外に所得合算、世帯合算ということがあらわれているようであります。このことの影響というのか、具体的に引き上げになるというふうなことにつながるといふふうなことも考えるんですが、このことによって具体的な影響、どのようにこう人数的に影響を受ける人があらわれてくるんでしょうか。

健康福祉課長 人数でいきますと、区分1のほうが新たにされる方ですので9名いらっしゃいます。区分2のほうは2名という形になります。

制度的には大きく変わっておりませんで、区分2のほうに要件といたしまして、要介護2以上というのが新たに加えられたということでございます。

9 番 人数的に9人と2人というふうに言われましたけれども、影響として引き上げになるという感じの対象になるのは2人なんですか。何人なんですか。

健康福祉課長 もし要介護2以上になればましたら、影響が出るのはお二人でございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

1 0 番 この新旧対照表を見ますと、3のところの助成対象者が旧では全くそういう規定がなかったものがここへ来て、入ったということのように受けとめられるわけですが、これまでどういう人が対象者であったわけですか。

健康福祉課長 基本的に対象者は変わっておらないんですが、新たに旧条文におきましては、所得による制限でこういう方は除きますよという形でうたってあったものを、今回は助成対象者ということで、8号資料の3ページ、第3条をごらんいただきますと、こちらで新たに明記をし直したという形になっております。

1 0 番 現在までは全く規定がなかったのがどうかということを知りたいんですが、現在までもあって、どのように変わったわけですか。これが、こういう規定がこう変わって、その影響を受けた者、何人、人数が何人から何人になるというふうな、そういうふうに説明していただいたらわかるんですが。

健康福祉課長 老人、今、低所得者、以前の人数でいきますと、低1のほうは18人、それから低2のほうは23人で、これが経過措置の方でありました。2割の対象者、低2のほうは16人で、低1のほうは19人という形でございます。そこへ新たに先ほど申し上げました人数が加わってくるという形になります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第9号、福崎町在宅老人介護手当支給条例の一部を改正する条例につ

いて、質疑はありませんか。

- 4 番 この条例改正はその要介護保険の要介護4と5の認定を受けた方が在宅で頑張っている方に月額1万円を支給しようとする、そういった関係の条例だと思うんですが、今回の改正はその支給のことについて、介護者を明確に定めるとか、あるいは受給資格の延長とかは結構なことなんですけれども、ちょっと改正条例を見て、わからない点が2点ほどありますので確認させていただきます。

まず1点目、従来、受給資格の消滅だけだったものは、今回は11条で受給資格の停止が新たに追加されています。私は思うのには、その消滅というのは支給要件があつてずっともらっていた。消滅されて、もし再び受給要件を満たしたら、新たに申請行為をすると、それで、停止の場合は受給期間中であつて、何らかの事由で一時的にそこは支給をとめるというその条文の違いだと思うんですが、従来は1カ月以上病院に入ったり、施設に1カ月以上入ったら、介護手当1万円を消滅としてとめてた、資格消滅としてね。今回はその1カ月を90日、施設あるいは病院に90日以上入ったときに、その資格を消滅させると。で、11条の資格の停止ですね。これを見ますと、在宅老人が病院や診療所に月の半分、半月以上、病院に入ったら1万円はあげませんよという、停止の11条の規定や思うんですね。で、じゃあその病院へ半月、半月以上入ったらとめるのはわかるんですが、老健施設とか介護保険施設に入るとる場合、これ11条には何もうたっておられませんから、特養とかそういった施設に半月以上入っても、支給停止しないんですか。病院とはどう違うんですか。まずそのあたりからお尋ねします。

健康福祉課長 停止の要件につきましては、施設入所及び医療機関ということですので、全てのその施設に関係をいたすということで考えております。

90日に伸ばした理由につきましては、1カ月程度で在宅の方に戻ってこられる方が多くて、そのたびごとにまた申請をし直していただいていたと、そういうこともございまして、手間を省くといいますか、そちらの観点もございまして、こういう改正にさせていただきました。

- 4 番 いやいやそうじゃなくって、私は11条の受給資格の停止で、まず1点目は在宅老人が病院または診療所に入所した日の属する月の全日数の半数以上、要するに半月以上病院に入院しとったら1万円はあたりませんよと、これが第1号ですね。第2号については、介護保険法8条第9項の短期入所生活、これ多分ショートステイの話や思うんですが、そういった短期入所の場合についても、半月以上入っておったらあたりませんよと、じゃあその短期入所以外の老人介護施設、特養とか老健に入ったとき。1カ月入っても、2カ月入っても、90日以内やったら1万円出るんですか。施設に入ってるのとダブリませんか。この条例改正との趣旨と合わないと思うんですよ。

健康福祉課長 老健に1カ月を超えてというお話ですので、実際にその老健の施設につきましても、その施設入所という考えがございまして、そちらは変わらないというふうに思います。

- 4 番 ちょっとわかりません。例えば、受給資格の消滅では、第3号で在宅老人が老人保健福祉施設やら老健に入ったときは、90日入ったら資格とめるんですよ。この場合ね、それで、いわゆる今私が言いたいのは、11条の停止の方、半月以上施設に入ったら1万円は支給しませんよという停止の11条の規定の中に、ショートステイはあがってますけど、2号のほうで。いわゆるその消滅と同じように、福祉施設、特養とか老健に入ったときは、90日入っても1万円は当たるんですかと聞いてるんです。

健康福祉課長 いや、やはり内容は同じですので、90日以上入っておられましたら、当たりません。

4 番 それは支給しないほうが公平やと思うんですよ。ただ、この条例改正見たとき、そう読めるかどうかちょっと、いまだに疑問ですよ。

じゃあ、ちょっともう1点だけ、次の質問させてください。

次に、新旧対照表の3ページの12条の届け出、支給要件がなくなったら町長に届けなさい。住所、氏名も変わったら、当たり前のことですね。その次に、前条に規定する支給資格の停止事由が消滅した、前条いうのは、いわゆる停止処分です。消滅じゃなくして。支給停止に該当したときは、町長に届けなさいとなっているんですが、10条の資格消滅事由が90日以上施設に入ったり病院に入ったりしたときは町長に届け出る必要はないんですか。届け出義務、停止のときだけでいいんですか。

健康福祉課長 この12条の3項につきましては、実際に1日だけ在宅のほうへ戻って来られたりする場合も、それが在宅の日というふうにみなすような部分がありましたので、それをこのショートステイ、例えば15日以上入所、ショートステイでもされたら、停止事項に当たりますよというような内容でここは規定をしておるところでございます。

4 番 私がちょっと確認してますのは、その前条いうのは、いわゆる病院、診療所へ半月以上入院したときには届け出なさいと、町長なってるんです。その1日どうの聞いてないんです。病院に半月以上入院したら町長に届け出なさいというのは12条なんです、前条でいう。だから、そうじゃなくって、特養とか老健に90日以上継続して入ったら資格消滅さすんですよ。そのときの届け出義務はないんですかと聞いてるんです。

健康福祉課長 それがここで言います12条の1項で、支給要件がなくなったとき、こちらに該当いたします。

4 番 その場合はそしたら、支給資格がなくなったときというのは、この場合の支給資格というのは、その資料の2ページの定義のところの2条、在宅老人とか、あるいは要介護度4と5と認定された者、いわゆる対象者、それから次に、介護者とは、定義されてますよね。そういう方の場合は、支給資格がなくなったときをいうのであって、ここでいう、今私が90日で入院しとって、施設に90日超えたときには、資格が消滅するんです。そのときは届け出てもらわないと、実際役場の方ではわからへんでしょう。誰が入院して90日超えたのか、どうやってつかむんですか、これ。届け出なかったら把握できないと思うんです。

健康福祉課長 担当のケアマネジャー等に確認は毎月行っておりますので、それで情報はつかんでおるところでございます。

4 番 ケアマネジャーが情報をつかんでるからそれでわかると言われるんなら、さっきの停止のときの病院に半月以上入院したら、入院したときは、12条で町長に届け出なさいってこうなってますよね。それやったら、ケアマネジャーわかったはずなんですよ。何で、停止のときだけ町民から届け出さすんですか。やっぱり資格消滅やったら届け出てもらわないとわからへんと思うんです。1度そのあたり、よく考えて、ちょっとこう問題が多い条例改正と思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 この条例改正については、その背景は何でしょうか。例えば法律が変わったとか、県の指導が変わったとかですね。それは何でしょうか。町独自のものでしょうか。

健康福祉課長 これは町独自のものがございます。

1 0 番 そこで、この介護者というものの定義があるんですが、これが非常に厳しくなっておるのではないかと思うんですね。これはどうなんでしょうか。

健康福祉課長 旧条文につきましては、主として介護している者という表現でございました。これを生かしておりますと、例えば月に二、三回家のほうに来られる方につきましても該当というような解釈がありましたところでありまして、それをその介護者といえるのかどうかという検討がありました。その辺がこの定義の変更点の一番の理由でございます。

1 0 番 それでは、現在までこの介護者認定については、例えば地域の民生委員さんの所見がついておるとか、そういうことではないんですか。

健康福祉課長 民生委員さんの証明もいただいておりますが、実際のやはりその介護の実態というものが第1だということで、今回ちょっと検討を加えさせていただいたところでございます。

1 0 番 しかも、現に扶養し、同居またはこれに準ずる状態で介護している者と、現に主として介護しているという表現から、その現に扶養しておって、さらに同居という、それに準ずると、扶養と同居という、こういう非常に厳しい条件をつけてきたということになりますと、これからの高齢化社会に合わないのではないかというふうに思うんですね。非常に高齢化あるいは老人の1人家庭、2人家庭等もふえております。それから、介護につきましても、在宅でという方向が国全体でもかなり示されておる状況の中でありまして、そこで扶養だの同居だのというふうなことをつけ加えると、大変厳しく狭まってしまうのではないかと、この条例の基本的な精神がここでもう死んでしまうのではないかというふうな思いすらするんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 そういう観点でおっしゃるのは当然だと思うんですが、ただ、やはり先ほども申し上げましたように、月のうちに1日でありますとか2日のみ、例えば町外から来られて、それで、介護をしておるんだという方が実際いらっしゃいましたので、そういう方に対して、この手当を出すというのは問題があるのではないかということで、今回これを定義させていただいたところです。

1 0 番 いや、ですからね、今の説明ですと私が今言いましたように、在宅老人を現に扶養し、そして同居という、そういう表現、扶養までも要るのかどうか、ねえ。年金があるでしょう。ある人も、少ない人もありますけど、大体、高齢者、年金が幾らかありますわね。そうすると、扶養していないけれども、實際上同居してる。もう隣に住んでおっても、いろんな関係で世帯分離をしておる人もありますよ。そういう例でありながら、実体上こうやっておる。高齢者には年金があるから扶養ではないという。それで、しかし介護の苦勞はずっともう、仕事も行かないで介護しておるといふふうな方もたくさんあると思うんですが、そういうものがここで在宅老人を現に扶養し、同居またはこれに準ずる状態、ここまで扶養し同居という言葉を入れると、ちょっとこれは厳し過ぎて、このせっかく町単独で、福崎町がこういう単独条例を設けておりますよという、福崎町のよいところが、消えてしまうんじゃないかと思うんですね。これ町長どうですか。

町長 質問議員もご承知のように、在宅老人介護手当は町単独でありまして、これら等を持っておるのは県下でも非常に少ない、福崎町はその一つであります。介護保険が施行される平成12年に、この分野を単独で継続しようという形でつくらせていただいたものでありまして、それらについての考え方は、この目的に定義されておるとおりであります。

今言われております介護者を現に扶養し同居またはこれに準ずる状態で介護している者といったような文言が、非常に今までの、旧の文言から厳しい条件にな

っておるのではないかという事でありまして、これらにつきましては、先ほどから福祉課長が申し上げているとおり、実態に合っていない部分もあるということもあって、文言訂正をさせていただいているところであります。

現に扶養しといったようなところの文言はきつく捉えなければならない点でありますけれども、同居またはこれに準ずる状態で介護している者については、その実体像に合わせた形の中で定義をさせていただいております。

そういう関係を含めまして、今、実態の部分を含めた形の中で対応させていただくといったように、福祉課長が答弁させていただいたとおりであろうと、私自身はそのように解釈をしております。この介護手当を残したその趣旨につきましては、当時県単独の補助事業でこれらを運営させていただいて、上乘せ部分もありました。県が5,000円で、町が1万2,000円、全部で1万7,000円の手当を出しておったわけでありまして、介護保険の介護料金等、これらの制度との整合性を図る上で、この介護手当を残したということでありまして、実態に合ったような形で運営はさせていただきたいと、このように思います。

1 0 番 　　そういう課長、町長の答弁から言いますと、私はこの現に扶養しという、扶養という言葉は要らないのではないかというふうに思うんですが、これはもう介護される老人の問題よりも、介護する人の苦労に対する援助ですから、この条例の趣旨は。ですから、仕事をやめ、パートをやめて、所得が少なくなるのに、子育てをしながら、こんな介護をしなきゃならんということになりますと大変ですからね。そういう苦労に対する条例ですから、その福崎町単独の、そういうことに対する福崎町のよい面ですから、この扶養という言葉は外したほうが、今の町長の答弁からしても、よいのではないかと思うんですが。

町 長 　　先ほどからも申し上げておるとおりでありまして、文言そのものについてもいろんな論議があるかとは思いますが、実質的に認定するに当たっては、実際の形の上で捉えていくという形で行いたいという事で、文言を訂正させていただいたというところであります。

現場では、実質的に介護していないといったような状態でも支給を受けるといったような形が出てきたということもあって、文言訂正をせざるを得なかったというのが実態ではないかというように思います。

そういう意味からいきますと、文言はこのような形になっておりますけれども、先ほどから答弁しておりますように、実態に合わせた支給認定という形をとっていきたいというように思います。

1 0 番 　　条例ができてしまうと、この条例がずっと生きてしまうものでありますから、今の町長の答弁からしても、課長の答弁の趣旨からしても、そういう月に二、三日しか来ていないのにと、それはそれと認めるといたしましても、やっぱりこの扶養という言葉にどうもひっかかりますね。この扶養という言葉だけは外したほうがよいのではないかというふうに思うんですが。

町 長 　　先ほどから繰り返し申し上げておりますように、実態に即した形で、この文言が不要であれば、訂正はまたさせていただきます。今回につきましては、このような形で文言を改正させていただいて、これらが実態に合った運営をさせていただいて、なおかつそこでこれらの文言は不要であるといったようなときには、またその時点で考えさせていただくというようにしたいと思っております。

1 0 番 　　委員会の審議もありますので、そういうことも含めて、さらに検討をしていってはどうかというふうに思うんですね。やっぱりこの条例を、文章ができてしまうと、条例ですからね、規則なら議会に諮らなくても変えられるということなんです。

が、条例でこうなりますと、やっぱりこの問題が、ちょっと厳しいと思いますね。今聞いた実態がこうだから、この実態を改めるということになりますと、この現に扶養する、この扶養という字は、お年寄りを養っているという、そういう意味の扶養ですから、これはちょっと要らないというふうに、繰り返し繰り返し思います。

したがって、委員会でももう一回議論したいと思いますが、できれば町当局のほうも検討されて、委員会で修正してほしいとか、あるいは削除されるとかいうふうにされるほうが、よろしいのではないかと思うんですが。

町長 別に文言に固執するわけではございません。文言を訂正したからといって、今までの取り扱いが変わるわけではございません。そういったような形の中でのあり方であります。

実質的にこれらが不要であれば、その時点でまた考えるといったような形で、それでいいのではないかというように思います。

議長 ほか質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第10号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第11号、福崎町開発事業等調整条例の制定について、質疑はありませんか。

9番 第11号、開発事業等調整条例の制定について、お尋ねをいたします。

この本案で、公表というのが2カ所あって、いわゆる、台帳の作成及び公開という21条、それと23条の公表ということが出ております。23条での公表の方法ということについては、どのような方法での公表というものを考えておられるのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 23条の公表につきましては、業者が町の、町長の指導また勧告に従わない場合、やむを得ない場合に業者名を公表するものでございまして、その場合には聴聞の機会、弁明の機会を与えて上で、ホームページ上で公表するものでございます。

議長 長 ほかにご覧ございませんか。

10番 該当する件数がどの程度あるというふうに想定をされておるのでしょうか。その都度こういう対象として審査するようになりますと、事務量がどの程度ふえていくのか等も含めて、お聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 特にこの条例におきましては太陽光の規制を想定しているものでございまして、ここで申し上げます1,000平米以上の太陽光施設、現在税務課が把握しているもので18カ所ございます。そのうち、5,000平米を超えるものは10施設ということで、年間にしましても数件の手続が出てくるものと考えております。

10番 これ太陽光以外の一般のその開発に関するものも対象ではないんですか。どこに太陽光に限定するということになっておるんですか。

まちづくり課長 太陽光に限定するものではなくて、太陽光の開発等が主な手続になるのではないかと考えております。おっしゃるとおり手続につきましては、該当するものにつきましては、2条1項の4号アからキまでのものがございまして、こういったもので開発行為に係らないもので規制の必要なもの、こういったものが出てくるのが想定はされますけれども、年間にしましても件数的には多くないと考えてお

ります。

9 番 上位の県の条例との関係で、県の条例で拾えないものを対象としていくというふうな内容かとは思いますが、その辺の関係について、少し概略を説明願いたいと思います。

まちづくり課長 県の方も条例を制定中のごさいます。平成29年7月1日施行の予定でございす。県の場合は、特に太陽光に限った条例でございすが、事業区域の面積が5,000平米以上の太陽光発電施設の設置に適用されるものでございす。

県の場合は、設置をする60日前までの届け出義務と、廃止をするときの30日前、入口と出口を規定して、また、虚偽または無届けの手續に關しましては罰則規定も設けておるものでございす。

福崎町の条例は1,000平米を超えまして、5,000平米未満の場合は町の条例で指導しまして、5,000平米を超える場合は県と町、両方の条例での適用となります。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございすので、本案に対する質疑を終結いたしす。

次、議案第12号、福崎町JR福崎駅前駐車場の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例について、質疑はありせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございすので、本案に対する質疑を終結いたしす。

次、議案第13号、福崎町工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑はありせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございすので、本案に対する質疑を終結いたしす。

次、議案第14号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第4号)について、質疑はありせんか。

1 0 番 4ページの繰越明許のところ、説明があつたかと思ひすが、ここでの部分が一番大きな繰越でありますので、特に都市計画費關連のところ、具体的な事業名でどういふものが繰越対象になっておるのかという、例えば道路何々線、施設なら何々というふうな形ででも説明いただけたらわかりやすいと思ひすが。

技 監 今、項目については調べておりますけれども、まず、都市計画費の福崎駅周辺整備事業補助につきましては、4億7,200万円のうち工事費について、5,160万円を繰り越しをしております。

用地費につきましては、1億7,070万円を繰り越ししてしております。補償につきましては、7,070万円の繰り越しでございす。

単独の駅周辺整備につきましては、この分全額工事費において繰り越ししてしております。

以上でございす。

まちづくり課長 具体的な内訳でございすが、技監が申し上げましたとおり、工事費と用地費と補償費に分けてございまして、県に報告してあります繰越明許の内訳としましては、駅南幹線ほか3路線、また福崎駅田原線の工事費、また用地費になってまいります。

駅周辺整備の単独事業につきましては、主に駅西の駐車場の整備として、単独1,000万を繰り越ししてしております。

都市再生整備事業につきましては、工事費で約1億800万円、用地費で4,200万円、補償費で1億4,200万円の繰越を予定しているものでございす。

- す。これは辻川界限周辺とあと駅周辺整備のシェルター等の整備費でございます。
- 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第15号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第16号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第17号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第18号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第19号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第20号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。
- 3 番 説明資料の40ページを見ていただきましたら、中段の7款の土木費、町単道路改良事業のところで、東大貫溝口線、南大貫交差点信号設置要望に伴う里道のつけかえと、300万とあがったんですが、その内容を教えていただきたいと思ひます。
- まちづくり課長 これは区長会等から要望のございます東大貫溝口線の南大貫の交差点内におきまして、町は信号の設置要望を公安にしておりますけれども、その中で出てきた話に、交差点内にその南側にある住宅の進入路を兼ねております里道がございます。その里道が交差点内と交差しますと五叉路ということで、信号設置に支障になるということで、それをつけかえるということが一つの条件になっておりますので、まず町ができることとして、その条件を整備をした上で、信号の設置を要望していくということで進めてまいりますものでございます。
- 3 番 この交差点は以前から重大な交通事故が、両方の道路が広いということもありまして、大きな交通事故が多発しております。多くの方がその信号の設置をすごく要望されております。非常に喜ばしい、うれしいことと思ひますが、今その整備をして、里道の整備をして要望していただくということですが、信号設置の見通しと言うんですか、それはどうなんでしょうか。

まちづくり課長 繰り返し公安委員会のほうにお願いしているところですが、ご承知のとおり県下でも信号設置の予算が非常に少ないということで、福崎町内においては優先順位は高いのでございますけれども、その順番が回ってくるのはいつということとはちょっと明言できません。

3 番 ぜひその公安のほうにまた協力というんですか、よく要望していただきまして、実現ができることを願っております。

その次の⑥の東大貫溝口線、播但南ランプ、播但道高架下、右折車線設置の600万円となつとんですが、その内容を教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 南ランプ内の右折車線がとれないために、南行きの播但道に乗るための右折車線がとれないために交通渋滞がされるということで、ご質疑をいただきしております。まずその検討のための設計があげております。それに、その設計に基づきまして、公安と協議をいたしまして、施行が可能であれば工事を行うということでございます。

3 番 その朝夕特に大変な交通渋滞が発生しております場所でございます。住民の皆さんが待ち望んでおられる渋滞解消につながる事業ということで、大変喜ばしいことと、早期の事業の着手を望んでやみません。

それはそれといたしまして、私はその多くの住民の方々からの要望を受けまして、約1年半前の9月議会一般質問で播但道の左右交通停滞解消のために、利用がほとんどないボックス内北側の幅広の広い歩道を最小限の幅にして、右折レーンを設けてほしいと提案もいたしました。そのときのまちづくり課長さんの答弁は、播但道を南橋梁部の下の交差点改良ということでございますけれども、今、北側歩道を狭めて右折レーンが設置できないかということでもありますけれども、これまでも検討してまいっております。ただ、右折レーンを設けることによりまして、東行きの車線を北側へ寄せることとなってまいります。これによりまして、今現在播但道に乗るとき的大型車の左折に苦慮をしております。これが北側へ寄せることによって左折できないという状況になって。

議 長 質問中ですが、予算に係る事項に限って、そしてまた予算特別委員会もありますので、その辺配慮して質疑お願いしたいと思います。

3 番 わかりました。

そういうふうに変化が大きいということで認識もしておりましたが、このたびこういうふうに変化が大きいということで、非常にうれしいことなんですが、そのあたりの状況の変化と言うんですか、急にこういうふうに変化が大きい理由を教えてください。

まちづくり課長 前まちづくり課長が答弁した内容については特に移動、変更はございません。大型車の軌跡をとりますと、北側への左折が難しいという事実はそのままでございますが、新たに方法も検討した上で、再度公安と協議に臨みたいということであげておるものでございます。

3 番 いろんな質問議員の質問に対して、非常にその今回うれしいことなんですが、私も多くの方の質問という要望を受けて質問させていただきました。ですから、前回のときも、こういうふうなように考えていただけてたらということも思っております。その辺についてお願いいたします。

議 長 予算についてですからね。質問の関係ないですよ。

3 番 わかりました。じゃあ、わかりました。じゃあ、終わらせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 なかなかこう質問がしにくい後なんですけれども、予算に関する説明書の9ページですね。性質別内訳というところで、1点か2点、お尋ねしたいと思います。

いつも聞くことなんですけども、2番目の物件費、この中にアルバイト賃金です。人件費が幾ら入っているのか、お尋ねをします。

企画財政課長 この物件費の中にはアルバイト賃金は入っております。

議 長 幾らか。

企画財政課長 額のほうは全て押さえているわけではございませんけども、例えば、保育教諭賃金としましては2,400万ほどは入っております。

1 3 番 できたら、もう仕方がないかもしれせんけども、額いうのを正確に捉えていただきたいと、このように思うわけなんですけども、29年度予算は無理でしたらそれでよろしいですけども、今後またお願いしておきます。

もう1点、繰出金ですけども、これが12億6,129万2,000円ですか、この中には下水道への繰出金が入っているのですね。

企画財政課長 はい。下水道事業への繰出金も入っております。

1 3 番 民生の報告でもありましたように、公営企業への繰出金ということで、その公営企業の性質上効率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てるのが客観的に困難であると認められる経費と、この経費になるのかなと思います。この中で、下で補助金・負担金・出資金・長期貸付金の方法により一般会計などが負担するものとされておりと、このように書いてありまして、そのとおりに事項別明細書ではなっておりますが、この性質別内訳では、この繰出金の中に入っているという答弁でしたので、なぜそのような方法をとられているのか、お尋ねをします。

企画財政課長 決算統計におけます繰出基準に該当するもの、またそれに該当しないものを含めまして、性質別においては繰出金で計上をしておるところであります。

1 3 番 これが補助金とか出資金のほうで性質別には統計上できないと、このように理解してよろしいんですか。

企画財政課長 そのように認識をしております。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 一般会計でしたね。総括的といいますか、農業問題について概括的にお聞きをしておきたいのですが、TPPの問題やら、あるいはあとアメリカとの関係が2国間協議になるのかどうか別にいたしまして、農業問題の自由化ということは大きくそういう方向に国のほうもハンドルの切っておるところでありますけれど、本町でもこの予算で、農業関係では圃場整備事業も新たに組み込まれ、大きな事業をやろうといたしておりますし、特産物のもち麦の振興等にも予算を組んでおります。

それらがその自由化の問題でありますとか、あるいは一般的にいう減反政策、生産調整の廃止の方向が出てきておりますが、そういうふうな国の農業施策の方向を見ながら、何年にもわたる、将来にわたる、長期にわたる政策というのは農業政策ですし、1年で終わらない事業もたくさんありますから、そんな面でどういう方向づけをこの農地の維持、農業の維持あるいはもち麦の維持等について、考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

農林振興課長 町の農業施策につきましては、国の経営所得安定対策による補助金を集落営農とかに取り入れてもらいたいと。耕作放棄地対策とか、農地の耕作者が不足しているということにつきましては、できるだけ集落営農とか地域の担い手、認定農業者等を集めるような形を集落内で考えてもらえるような人・農地プランの作成を推進しております。

それで、農地を集落営農とか担い手に集約したあと、水路とか畦畔の草刈りとか、そういったものについてはそこで全部引き受けるというのが難しいというこ

とになってきておりますので、その辺は多面的機能支払で集落の皆さんが水路の清掃とか草刈りとかも手伝って、両方でやっていくというような形になると考えています。

それから、30年度以降、米の生産調整、強制的なものがなくなるわけなんですけれども、国からは国全体の需要、それから県の需要、そういった情報とかは必ず入ってくる。その入ってきた情報を取り入れて、生産者みずからがどのような米をつくっていくか、どのような面積をつくっていくか、検討できるような、そういった情報をどんどん出していくというふうに聞いております。

- 1 0 番 農業というのは災害対策から、国土の保全から、地下水の涵養から、文化とか、さまざま広範囲な側面から考えられなければならないわけですし、そんな面で本当にこの農業、農地を守っていけるのかどうかというのは心配をしておるところでございます。今、営農組合とか担い手と言われましたけれども、それらが将来にわたって維持できていくという、そういう見通しはどうなんでしょうか。

農林振興課長 営農組合にしましても、六つの営農組合が法人化しまして、将来的に組織を強化して、それを継続していくというような形をとっておられます。

それにはまず集落内の、繰り返しになるんですけども、人・農地プランですね。将来的に集落の農地をどうやって守っていくのか、皆さんで考えていただいて、やはり担い手に任すのか、自分たちで集落営農というのを組織して、その組織を運営していくのに、みんなが汗をかいていくのかというふうなことを考えていただいて、人・農地プランをつくっていただいて、それを見直しするのは、1年に1回見直しするのも構いませんので、どんどん見直しを進めながら、後継者の育成、後継者を見つけてくるというふうなことも検討に入れながら、どんどん皆さんで議論していただいて、いい方向に持って行っていただきたいというふうに思っております。

- 1 0 番 担い手の方々も、一部に若い方もおられるようですが、全体として非常に高齢化をされております。そんな意味で、そんな方々と話をしましても、あとのことを非常に心配をされておるといのが実態ですね。いろいろ具体的に話を聞きましても、やっぱり担い手にしても、営農組合にしても、もう作業するに当たってやりにくい山間地のところほど引き受け手がなくなるというふうな形になって荒れてしまう。そこでまた鳥獣被害にもつながるといふうなことにもなって、大変心配をされておるところです。

そういうことが本当に今回の国の施策の中で、さらに一層ひどくなるのでないかということ非常に心配しているわけですね。それが今言われる人・農地プランとかそういうことだけで解決するとは私にはちょっと思われないんですが、課長にすればそんな答えしかしにくい、できないもかもしれませんけれど、非常に心配をしております。

もう1点、最初に言いましたように、福崎町はもち麦で非常に振興をしてきて、一定の農商工を通じた産業として発展させようとしておるわけなんですけれども、農商通じた産業として発展させようとしているんですが、その生産調整、米の生産調整策も廃止されると、もち麦をつくっても収入が減ったり、いふうなことも起こる。もち麦の買い上げなんかも非常に安いようですし、1反当たりの反収も非常に多いとは言えないというふうにも思いますし、そんな意味で、もち麦の将来という、そういうことについても心配をしておるわけですが、その点についてはどのような見通しをもって、もち麦の振興を進めておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

農林振興課長 もち麦の振興につきましては、もち麦産地振興協議会の中でいろいろ議論とか

検討とかさせていただいております。まず、今年度につきましては、機能性栄養表示の届け出で、それから、もち麦フォーラムの開催とかやっております。生産者のほうに至りましては、作付面積が50ヘクタールになりました。その中で、どれだけ反収を上げていくかというようなことも皆さんで技術の研修、それから圃場の見回りとかもやっていたいただいております。

将来的にもち麦がどうなるのか、どうしていくのかというのは、もち麦を使って6次産業化も踏まえて考えていこうということで、このたび地方拠点整備の中で春日のふれあい会館に製粉所とか精麦の機械を入れて、そこで加工したものを商品にできないかということで、生産者にもそういった6次産業化の芽を、そういった仕組みというんですか、そういったところも出していきながら、つくるだけではなくて、商品をつくって、もっとこう利益の出るような農業を支援していくというような形をつくっていかうとしています。

もち麦につきましては、いろいろお客さんとかに聞きますと、福崎のもち麦がいいから続けて買われている方がかなりいらっしゃるというふうに聞いておりますので、できるだけその品質の高いものをたくさんとれるような形で生産者のほうにもお願いしてつくっていただいております。

- 1 0 番 具体的に国の減反政策の廃止でありますとか、農政の変化、自由化含めて、そういう状況の中で、もち麦生産農家の収入というのは、現在反当たり大体これぐらい、国の減反補助あるいは町の補助金を含めてこれぐらいあるけれどもという話は聞くんですが、数字を聞くこともあるんですが、そういうものが農家にとっては減るという、収入が減っていくという、そういうふうな恐れはありませんか。減反政策等が廃止をされ、そういうふうに国の農政の方向に従っていきますと、もち麦をつくっても、もうこの金額が上がらないという、収入がふえないという、減っていくという、そういう心配はないですか。

農林振興課長 国の今の施策は経営所得安定対策の3万5,000円とか、そういったものは必要であるということで、継続していくというふうに言われております。

それから、私、逆に期待してるんですけど、米の直接支払の1反当たり7,500円がなくなるんですけど、そのかわりに何かまた農林水産省はほかのことを考えたりしないかなというふうな期待もしております。

- 1 0 番 いずれにしろ、昔の話をして失礼ですが、私の子どものころは桃がたくさん植えつけられて、今でももう西治の桃の選果場という言葉が残っておるほどに、桃をたくさんつくった、あるいはイチゴをやった、しいたけをやった、プルーンをやったというふうに、いろいろ農業振興を繰り返し繰り返し、いろんなものを取り上げてやってきたわけですね。それで今もち麦なんですね。それがこの農業施策の変更の中で、どんな道をたどるのかというふうなのを非常に心配しております。

もち麦の農協の買い上げ価格がキロいくらですか。

農林振興課長 1キロ当たり24円から25円。

- 1 0 番 キロ25円ぐらいの買い上げだというふうに聞いておるわけですね。そのとおりでしたけど。そうなりますと、少々頑張ってもち麦つくっても、もうその補助金なしではやっていけないという、農業できないという、もうトラクターの油代にもならないということになるでしょうからね。ですからもうそのもち麦の今後についてどうなるのだろうという心配を実はしております。

そんな意味で、国の農政との方向の関係もあって、どうしてもその国の農政変えてもらう、農家本位に変えてほしいと思うわけですが、それはそれとして、本当にこの見通しと、それから決意を持ったもち麦への取り組みというのが要る

町 長 農林振興課長が答弁申し上げたとおりでありまして、それぞれの形の中で今もち麦をつくっていただいております。福崎町特産であります米澤2号といったような形で、これ福崎しかない大麦であります。これらを含めて研究を重ねさせていただいております。また、四国仙系の129号でありますとか136号、新しく取れ高のいい、また粒の若干大きい、そういったような大麦も今研究をしているところであります。

大麦の特産であります分野、整腸作用であります水溶性の繊維が非常に多いといったような事から、大妻女子大学の池上幸江先生のご講演をいただき、NHKで取り上げられ、また、小林先生がフジテレビで、大麦に対するそれぞれの形の中で今まさに流行になっているわけであります。

そういう関係を含めても、なおかつ福崎町の米澤2号のありがたさといったようなものが今出ているところでありますけれども、それらを踏まえた中で、今姫路城の観光客を含めて、インバウンドでもちむぎの館へ来ていただいておりますものが、個人リピーターに切りかわっておるといったような形で、当分の間は続くのではないかとこのように思っております。

ただ、生産者に聞きますと、今以上の生産する面積をふやすといったような事からでは、今の営農組合の手ではそれ以上にふやすことができないといったような形も聞いておりまして、それらのあり方につきましては、産地振興協議会、もしくは県の普及事務所等々の中でのあり方といったような形で今協議を努めさせていただいているところであります。

今年もこの2月19日にもち麦フォーラム第4回目を開かせていただき、第1回目から第3回目までご講演をいただいた各先生方にも参加をしていただいて、盛大に行ったわけでありまして、これらに参加していただいております業者さんも含めた形の中でというところでありますけれども、まだまだそういう形を整えさせていただいておりますけれども、住民の皆様方の消費の部分はまだ伸びていないといったような事もありまして、それら等を含めた形の中では、まず住民さんにきちっとしたような消費をしていただくといったような事が、次につながっていくのではないかとこのように思っております。まず、内なるところをきちっと確保しながら外へといったような形になろうかというように思っております。

いずれにいたしましても、この29年産の取れ高がこういったような形になるのかといったようなところをもって、製粉に回すのか、精麦に回すのか、またそれらを含めた中で販売を受け付けて販売するのか、こういったような分野で取り込んでいくのかといったような事の必要性等々が言われておりまして、それらに対する分野も取り組みをしていかなければならないというように思っております。

ただ、住民さんもこのもち麦の精麦のよさというんでしょうか、そういったようなものも実感されておるみたいでありますし、この議場内における方々もち麦精麦入りのご飯を食するといったような形がふだんの生活の中に入ってきておるといったように聞いておりまして、それら等を含めながら続けていければというように思っております。

ただ、このもち麦は、その機能性を考えた場合、一過性のものにはならないといったように、今までのあり方、ピーマンでありますとか、そういったようにして出荷するようなどころとは若干異なるのではないかとこのように思っております。そういう意味では、この福崎町の特産でありますもち麦、これについては、その名前も一定の部分で普及してきておりますので、それら等を含めて県とともに

に歩みながら頑張っていきたいというように思っております。

議長 しばらく休憩をいたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。議案に対する質疑を続けます。

議案第21号、平成29年度福崎町一般会計予算について、質疑はありませんか。

1 0 番 最近国を挙げて、あるいは全国自治体も共通ということになっておりますが、福崎町でも観光というのは一つの大きな柱としてサルビアプランでもあげられており、そして本年度の予算編成方針の中でも、そういう趣旨の部分にも触れられておると思います。文化力あふれる風格あるまちへということで、福崎町の未来像ということで語っておられるのでありますが、三木家整備が一段落といたしますか、第1期の分が完了したということでもあります。あの一帯を歴史と文化の一つの観光拠点として進めていこうというふうなこと、これはこれとしてもう取り組んできたことですから、大いにその実をあげていかなければならないというふうに思いますし、そういう立場からお聞きをするわけですが、せっかくこうしてたくさんのお金も含めて投資をしてきたわけですから、三木家などの活用事業がどのように進められていくのか、NPOやボランティア団体等々のその育成問題も等も含めて、進められていくのか、あるいは目標とされておるのか、お聞かせをいただきたいと思うんです。

昨夜も三木家のホームページのところ、その活用の基本方針というのを前つくられておるのを読んだんですけれど、それらがどのようにこの本年度は反映をしてくるのかなというふうにも思っておるのですが、どうなんでしょうか。

社会教育課長 三木家公開につきましては、来月4月8日から公開いたしまして、29年度は土・日・祝日を公開日とさせていただきたいと思っております。アルバイト2名の配置で公開したいと思っております。

あと、イベントといたしましては、4月8日は公開記念コンサート、あと、四季折々でイベントを考えていきたいと思っております。

1 0 番 それは町長の所信表明の3ページのところを書いてありますので、読んだんですけれども、これらを全体として、ただ単に公開するというだけではなしに、それを福崎町民の文化なりコミュニティ活動なり、あるいは観光事業なりを含めた一つのもっと活用という、そういう角度で考えられないのかなというふうに私は思うわけです。

私はよく生野に、散歩にと思って行くのですが、生野の井筒屋さんにしろ、その裏の幾つかの施設も、そんなふうにして、ギャラリーとしたり、あるいは集会所として利用させてもらったり、いろんな角度で利用されております。それらがその運営委員会等もつくられて、進められていっておるところなんですね。

そういう意味から、ただ公開するという、ここに書いてある、土・日・祝日それから11月という、その公開というだけでは、ちょっとこの今までの期待に合うのかなというふうに思うんですよ。その点、教育長どうでしょうか。

教育長 まさにそのとおりで、公開だけでなく、町民の方に広く活用していただくことによって、三木家をもう一度見直してもらわなければいけないと、こういうふうに考えております。

今、私なりに考えているのは、一般町民の方に絵画展をやっていただくとか、

写真展をやっていたとか、それから、ひな祭りの人形、たつの方ではされていまして、ああいうふうな五月人形とか、5月の男の子の人形、ああいうふうなのを三木家で飾りたいという方があれば、公募して持ってきてもらって、飾ってもらおうとか、それから、遠野の語り部さんをお招きして、あそこで遠野物語を語ってもらおうとか、そういうふうな形で、1人でも多くの住民さんが三木家に足を運んでもらう、運ぶだけじゃなくて、一緒に活動してもらおう、そういう取り組みを進めていきたいと、こういうふうにご考えておりますが、具体的に4月に何、5月に何と、そこまでは今の段階では計画はしておりませんが、私の思いはそういうところにあります。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第22号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑はありませんか。

- 1 0 番 平成30年度の県営化を控えておる予算ということで、基金は約5,000万円、取り崩さずに置いておこうということのようですが、28年度の最終的な収支が5月になれば明らかになると思うわけですが、その時点で幾ら基金が残るかというふうなこともなろうと思うんですね。そういう場合、5,000万近いこの基金よりもっとふえた場合、残高が、どうするのか、税の値上げ幅がもっと圧縮できるのか、そうでないのか、もっとこれを残しておこうということなのか、あるいは、またもうちょっと先に戻って、県営化を控えて、なぜその5,000万を置いておこうということなのか、その金額的な根拠、そういったのも含めてお聞かせいただきたいと思っております。

町 長 28年度の最終予算案等々を含めまして、約5,000万の基金が残るといような形で、資料4ページにお示しをさせていただいております。

当然、決算を打った段階につきましては、実質収支額が出てまいります。この額、2万円を残して、あと積み立てると、こういうような形になりますので、これ以上にふえるというのは、それはもう事実であるというように思います。

ただ、30年度から県営化になりますと、それぞれの形の中で福崎町の思いだけで税が決まるものではございません。算定方式も含めた形の中で、今よりもあがるというのがもう現実の話でありまして、県もちょっと失敗をしておるわけなんですけど、試算額等々を含めると、福崎町の場合1.6倍になるといったような、そういう大きな計算が出てまいりまして、それら等はもともと県が見直しをまたしなければならぬという試算のあり方であったわけでありまして、今よりも負担がかかってくるというのは、これはもう事実になってこようというように思っております。それら等を緩やかにするためにも、この基金を大事に使っていかねばならないという視点で、このたびの予算を組ませていただいておりますし、この年度につきましては、こういったような形の中でということ、それ以外に療養給付費、保険負担がふえてきたような場合につきましては、補正財源として使わせていただく場合も出てくるという事でございます。

- 1 0 番 医療費の伸びの見込みについては、いつも説明をされるのですが、これだけの見込みが要るのかなというふうに思うのですが、もう少し医療費の伸びが少なくてもよいのではないのでしょうか。そんなにその単価が、それぞれの単価で、薬価とか、あるいは診療報酬とか、その他で上がっているとは思わないのですが、どうなんでしょうか。

健康福祉課長 委員会でもちょっとお話をさせていただいたんですが、高額医療に係る部分、

こちらがもう27年度実績に比べまして、既に11月診療分時点で件数がそれを上回っておるということで、非常に医療費が伸びておる状況は変わらないということでございます。

補正の予算も今回お願いをしたわけですが、やはり医療費の伸び、新薬の開発とか医療の高度化とか、そういう点もございまして、どうしてもその伸びを見込んでおかなければならないという観点もありまして、今回予算を組ませていただいたところでございます。

1 0 番 あと、その税の、どういう税率算定にするかは別にいたしまして、参考資料で出ておりますけれど、今後のその税の改定の方向づけが、応益割のほうでかなり上がるのではないかとというふうに思うんですが、そういうことではありませんか。

町 長 いや、そういうものではございません。応能、応益50：50といったような比率区分を目安として組ませていただいております。

1 0 番 所得状況がそんなに上がっているとは思われませんので、応益割が上がるとなりますと、これはなおさら大変だなというふうな思いがいたします。

これも30年を控えての対応かなというふうに思ったりもするわけですね。30年だと3税方式になるわけですから、それを踏まえての方式かなというふうに思うんですが、そういうこともあるんでしょうか。

町 長 目安を30年度、県が保険者になった場合における応能割の中における資産の取り扱い、これら等がなくなってくるということは、一つの目安として、このたびはその半分をこういったような形でお示しをさせていただいたというところがあります。当然そのような中で、応能のその所得が非常に重要度は増してくるというところでもありますけれども、福崎町の場合、今までは医療費も少なくて済みました。保険税も、税額そのものも少なくて済んできたといったようなところから、いきなり県営化といったような形の中での分野、それぞれの分野で緩和策をとらせていただくというふうなこのたびのあり方があります。

1 0 番 この予算編成に当たりまして、国なり県なりから国保の予算編成の基本方針みたいなものがあるのではないかとと思うんですが、そういうものは参考資料として出していただけるんでしょうか。

健康福祉課長 確かにその基本方針、県が策定をするんですが、それがまだワーキンググループで検討中でございます。全てでき上がっておりません、実は。ですので、それができ上がり次第というお話になります。

1 0 番 済みません、その30年ということになしに、この29年度予算についても、毎年度の国保の予算編成についての基本方針みたいなものは出てきておるんじゃないかということ言っておるんです。ですから、この29年度分の県の参考資料について、提出してもらえないかということ言ってるわけです。

町 長 今、三木課長が答弁したとおりでありまして、まだ途中であります。29年度予算に対する取り組みの方針等々は示されておられません。

1 0 番 29年度分についても示されていないということですか、そうですね。この税の関係で言いますと、30年度の3税分を見込んだ形ということになりますと、平均の値上げ幅にして約9%、10%弱というふうなことだと思うんですが、平均ですが、3税化をにらんだ形になっておりますので、人によって思ったより税が高くなる人、平均よりかなり高くなる人、あるいは安くなる人というふうに、そういうものが、かなりアンバランスができてくると思うんですね。それらの調整については考えられてはいないんでしょうか。

健康福祉課長 そういうお話も当然出てくると考えておりまして、今回そういう観点からも、

この段階的にということで資産割を今回は2分の1にという流れで、急激な変化、30年度からいきなりゼロという形ではなしに、段階的にという形で今回は設定させていただいたというところでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第23号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第24号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第25号、平成29年度福崎町水道事業会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第26号、平成29年度福崎町工業用水道事業会計予算について、質疑はありますか。

1 0 番 条例のところでも聞いてもよかったんですが、予算ということで数字がありますので、ここでお聞きをいたしますが、40%近い大幅な料金引き上げということになっていくわけですが、大体何年間はこれで大丈夫だろうというふうに、実質的に見込んでおられますか。

公営企業参事 このたびの料金改定に当たりましては、財政計画を策定しております。その中では、今後10年間についての財政計画を提出しまして、それに基づいて議論をさせていただいております。

あと、このたび老朽管の更新している部分と、残っている部分もございまして、その財政計画の中ではその、あと残っている部分について、平成37年、8年ぐらいから更新していくというような前提で今財政計画を組んでおります。

それで言いますと、約10年間、この財政計画の10年間ですね、10年間はこの料金でいけるであろうということ考えております。

1 0 番 それで団地協議会なり、利用者の了解も得られておるといえることですか。

公営企業参事 工水の利用者につきましては、工業団地の企業さんとゴルフ場でございますけれども、それぞれに説明を申し上げまして、ご理解をいただいているところでございます。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第27号、平成29年度福崎町下水道事業会計予算について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第28号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、議案第29号、神崎郡介護認定審査会規約の一部を変更する規約について、
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いた
します。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決であります。
この際、お諮りいたします。
議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認については、委員
会負託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異
議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号については、本会議において即決することに決定いたしま
す。
それでは、討論・採決を行います。
議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、討論を
行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第1号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、原案の
とおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり承認されることに決定いたしま
した。

日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。
本件を議題としてお諮りいたします。
議案第21号から議案第27号までの7件の議案は、平成29年度の一般会計
を初め各特別会計及び企業会計の予算審査であります。平成29年度の各会計の
予算審査につきましては、議長を除く議員を委員とする予算審査特別委員会を審
査終了まで設置したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、この委員会
で審査することに決定をいたしました。
重ねてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっています。

よって、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

1 番	城谷英之議員	2 番	三輪一朝議員
3 番	牛尾雅一議員	4 番	志水正幸議員
5 番	松岡秀人議員	6 番	高井國年議員
7 番	北山孝彦議員	8 番	山口 純議員
9 番	石野光市議員	10 番	小林 博議員
11 番	富田昭市議員	12 番	釜坂道弘議員
13 番	宮内富夫議員		

以上の13名を指名いたします。

ただいま指名いたしました議員13名を、予算審査特別委員会委員とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5 委員会付託

議長 日程第5は、委員会付託であります。

この際、お諮りいたします。

議案第2号から議案第29号をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第2号から議案第4号は総務文教常任委員会に、議案第5号から議案第13号は民生まちづくり常任委員会に、議案第14号は総務文教常任委員会に、議案第15号から議案第20号は民生まちづくり常任委員会に、議案第21号から議案第27号は予算審査特別委員会に、議案第28号から議案第29号は民生まちづくり常任委員会に、以上のおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は4件、民生まちづくり常任委員会は17件、予算審査特別委員会は7件、以上28件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

日程第6 議員派遣

議長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のおり派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会 2 日目の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1 時 2 6 分